**帰宅困難者対策対応マニュアル（素案 ）に対する各事業者からの主な意見**

**【鉄道事業者】**

* 災害時には早期運行復旧のための施設点検や乗客の誘導に人員を取られるため、限られた人員の中で、別途、周辺地域の避難誘導員を派遣することができるか不安
* 避難誘導員の派遣については、駅によっては困難

駅員には、それぞれ災害時の役割があり、その持ち場を離れて避難誘導を行うことは困難

* 避難誘導については、行政としての協力も必要
* 一時滞留場所については、災害に応じて提供できるスペースが異なるため、マニュアルについても災害ごとの整理が必要
* 災害時には地域との連携も必要となるため、本WGへも地域の参画が必要
* 対象と考える一時滞留者については、「屋内or屋外」の分類のみでなく、“行動別”“居場所別”の分類も追記すべきではないか
* 本マニュアルを各社のどこ（災害マニュアル等）に位置付けるかの共通認識が必要
* 京都市、名古屋市でも同様の取組みを行っているため、一定の整合を図っていただきたい。

**【オフィスビル・商業施設・地下街管理者　等】**

* 各事業者が一時滞留スペースの提供を行うためには、建物の安全確認を行う必要があるが、これには非常に時間がかかる。

また、本震で被害がないため一時滞留者を受入れたが、余震で被害があり一時滞留者にケガを負わせた場合の補償についての法的位置付けが無いため困っている。

* ケガ人の対応も事業者で行う必要があるということであれば、一歩引かざるを得ない
* “ターミナル駅なら何かあるのでは？”という期待感をもった多数の人々が駅周辺に集まってくる。これらの人までの対応は困難

駅に人が集まってこない方法（“発災後○時間、電車は動かないといった共通認識”、“徒歩帰宅者に対する駅を経由しない徒歩帰宅ルート”）を検討すべき

* 帰宅困難者に対して、少しでも提供できることを、みんなで考えていくべき
* 本マニュアルに、“建物診断”“自家発電機”“ﾄｲﾚ”“広域的な連携”についても追記すべき
* 帰宅困難者用の備蓄を行うにしてもスペースがない。一定の規制緩和など、行政としての協力も頂きたい。
* 誘導員の配置については、配置された誘導員の責任や補償についても整理する必要がある。
* 誘導員については、施設内の客の対応で精一杯であるが、施設間で誘導する必要があるということとなれば、日々の訓練を充実する必要がある。

災害時の避難誘導は、イベント時の誘導とはわけが違う。

* 本マニュアルに沿って、今後、実際に実行できる項目のみを記載していく必要がある。
* 行政として、一時滞留場所の提供を行った企業に対しては、備蓄食料を補助する等の手助けをいただきたい。
* 災害時には情報が輻輳することとなり、行政から一定の状況説明や、現在取るべき行動の情報発信を行って頂きたい。

以上